

平成29年11月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日（金） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（ 人）

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(5番) 永田 熊信
（1番）宮原 清人 （2番）岩坂 博行 （3番）西田 義和
（4番）山田 成代 （6番）白石 悌二 （7番）平川 真由美
（8番）内元 幸一郎 （9番）信國 敏彦
地区推進委員（木崎俊充 岩崎盛光 伊東明継 杉本和博 中竹宏一）

4. 欠席委員（ 人）

欠席委員：（ ）

5. 議事日程

- 日程第1 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第3 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第4 議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治
農地係長 渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、平成29年11月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が17案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。 それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。 議案第44号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1、大字柳瀬字原ノ園、畑1筆の322㎡です。親子間での3条の無償移転になります。譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員及び地区推進委員の報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>11月7日に地区推進委員と家に行き、確認してきました。 間違いありませんでした。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び3番委員及び地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見について、審議します。 まず、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。番号1、大字深水字小田下、畑1筆の103㎡です。個人住宅建築のための所有権移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。この農地は、筆界未定地で今回分筆登記をしてもらっての申請となります。</p>
議長	<p>引き続き、4番委員及び地区推進委員から報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>11月8日に、譲渡人と譲受人と一緒に現地の立会をしました。杭もきちんと両隣は宅地となっているので何ら問題ないと思われま</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び4番委員及び地区推進委員からの報告がありましたがご意見ございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>議案第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。 1番について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明します。番号1、大字川辺字雨宮鶴、田3筆の3,467㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字今村、田3筆、畑1筆の計4筆の合計4,594㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を</p>

議長	<p>受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で15,850円と固定資産税の納付になります。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字新村、田1筆の2,737㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番から8番については、農業公社の関連につき一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字八王、田2筆の2,806㎡です。賃貸借の新規</p>

	<p>案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米240kgです。番号5、大字川辺字蜻木、田2筆の2,766㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間5年で賃借料は10aあたり30,000円です。次に番号6、大字川辺字上高原、畑1筆の619㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号7、大字川辺字堀内、畑1筆の653㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。次に番号8、大字川辺字城ノ平、畑1筆の697㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番と10番は関連につき一括したいと思います。また、深水地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区委員退席)</p>
議長	<p>それでは、9番と10番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、深水大字下鶴、田1筆の1,405㎡です。賃貸借の新規案</p>

議長	<p>件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は玄米60kgです。次に、9番の利用権の設定を受けた者から転貸で新たに利用権の設定を受ける者が議案に記載されているとおりです。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権移転について説明いたします。この案件は9月に農業公社に所有権移転された物件で番号1、大字川辺字上高原及び城ノ平の畑9筆12,444㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,530,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に関する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第47号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に関する意見について、審議します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号農地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字八王、田2筆の2,806㎡です。農地中間管理機構を通しての賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米240kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字蜻木、田2筆の2,766㎡です。農地中間管理機構の賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番についてですが、2番委員に関する案件ですので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(2番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字上高原、畑1筆の619㎡です。農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p>

	(2番委員入室・着席)
議長	次に、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字堀内及び城ノ平、畑2筆の1,350㎡です。農地中間管理機構を通しての賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。
	その他
事務局	次回の総会の開催日について 12月12日、(火)曜日、午前9時から
事務局	相良村農業委員対策チーム実施要綱の廃止及び相良村農業委員会農地利用最適化実践チーム要綱の設置についての内容説明がありました。
地区推進委員	お茶農家の人から大麦若葉の生産依頼についての話がありましたが、農業委員会に話がきていないか。
事務局	農業委員会には、話は来ていません。

地区推進委員	わかりました。
事務局	今後、相談がありましたら総会時に皆さんにお伝えいたします。
議長	<p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時15分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年11月10日

相良村農業委員会

署名委員 9番 Ⓜ

署名委員 1番 Ⓜ